

IV 環境保全への取組一覧

基本方針	施策方向	取組項目	令和2年度の実績	備考	
事業活動における環境負荷の低減	省エネルギーの推進	浄・給水場（上水道事業）における電気使用量の削減	0.43 kWh/m ³ (給水量 1 m ³ 当たりの電気使用量)	令和元年度実績 0.45 kWh/m ³	
		浄・給水場設備の更新工事に合わせた、エネルギー消費の少ない監視制御システムや高効率変圧器等の省エネ機器の導入	<上水道事業> 北船橋給水場マイクロ水力発電設備の定期点検を実施	-	
			<工業用水道事業> 郡本浄水場、佐倉浄水場、袖ヶ浦浄水場、人見浄水場で、省エネ型LED照明を導入		
		再生可能エネルギー設備の安定した運用	①マイクロ水力発電（※1） 4,211 千kWh ②太陽光発電 64 千kWh 合計 4,275 千kWh	令和元年度実績 ① 4,136 千kWh ② 64 千kWh 合計 4,200 千kWh	
		庁舎（※2）における電気使用量の削減	3,208 千kWh (使用量)	令和元年度実績 3,448 千kWh	
		庁舎における都市ガス使用量の削減（※3）	116 千m ³ (使用量)	令和元年度実績 95 千m ³	
		浄・給水場（上水道事業）における単位水量あたりの都市ガス使用量の維持	5.87 m ³ /千m ³ (給水量 1 千m ³ 当たりの都市ガス使用量)	令和元年度実績 5.65 m ³ /千m ³	
		局全体の公用車のガソリン使用量の削減	72,531 L (使用量)	令和元年度実績 76,698 L	
	局全体の公用車の軽油使用量の削減	1,346 L (使用量)	令和元年度実績 2,013 L		
	省資源の推進	漏水防止による水資源の有効利用	漏水調査 漏水を早期に見・防止し、水資源の有効利用を図るとともに漏水に起因する二次災害の防止を図る	調査距離 1,428.0 km 軌道横断 164箇所 水管橋 286箇所	耐震管を除く小中口径配水管(Φ50～Φ450mm、延長約7,100km)を対象に、5年間で一巡する計画で調査を実施する。
			管路パトロール及び付帯施設点検調査 管路及び付帯施設の点検を実施し、水道施設の事故を未然に防止する	<上水道事業> 送・配水管、共同溝（幕張・印西）、空気弁、大型仕切弁、減圧弁、特定水管橋の点検を実施した。	-
				<工業用水道事業> 管路パトロールを年間で12回実施した。	
			配水管整備事業 铸铁管の更新・耐震化を進めることで漏水等を防止し、水資源の有効利用に努める	<上水道事業> 铸铁管更新 L = 80.6 km	令和元年度実績 上水道事業 70.1km (铸铁管) 工業用水道事業 1.5km (PSコンクリート管)
				<工業用水道事業> PSコンクリート管更新 L = 1.2km (五井姉崎地区Ⅱ期送水管 大宮地先、平山地先)	
			24時間対応の給・配水管修繕体制の確保	年間を通じて24時間、緊急修繕工事に対応できる体制を確保し、下記のとおり実施した。 [給・配水管修繕工事件数] 漏水修繕 1,118 件 緊急維持修繕 1,100 件 合計 2,218 件	-
節水意識の高揚			水道週間ポスター・標語コンクールなど、水の大切さを呼びかける広報等を実施した。	-	
庁舎における水使用量の削減（※3）	12,199 m ³	令和元年度実績 12,827 m ³			

※1 水が流入する際の水圧・水流のエネルギーを利用して発電する小規模な水力発電設備です。(P.16参照)

※2 企業局幕張庁舎、造成土地管理事業に係る庁舎及び上水道事業に係る出先機関庁舎の総称で、浄・給水場等を除きます。

※3 単独庁舎ではない土地管理部は水道使用量、ガスについて使用量の算出ができなため、上水道事業及び工業用水道事業を対象とした数値です。

IV 環境保全への取組一覧

基本方針	施策方向	取組項目	令和2年度の実績		備考	
事業活動における環境負荷の低減	省資源の推進	グリーン購入（※4）の促進 ア 事務用品における環境配慮物品の調達率 イ コピー用紙の再生紙利用率	ア 94.2%	イ 100%	令和元年度実績 ア 89.1% イ 100%	
		紙の使用量の削減	15,851 千枚		令和元年度実績 16,445 千枚	
		残留塩素濃度（※5）の低減化	姉崎分場における残留塩素濃度低減化試験の実施		—	
	廃棄物の削減	リサイクル副産物の推進	浄水発生土の有効利用の促進（再資源化率）	100.0%	100.0%	目標値〈上水道事業〉100.0% 〈工業用水道事業〉100.0%
			アスファルト・コンクリート塊の再資源化率及びコンクリート塊の再資源化率の維持	100.0%	100.0%	目標値〈上水道事業〉100.0% 〈工業用水道事業〉100.0%
			建設発生木材の再資源化・縮減率の維持	100.0%	100.0%	目標値〈上水道事業〉95.0% 〈工業用水道事業〉97.0%
			建設汚泥の再資源化・縮減率の維持	100.0%	100.0%	目標値〈上水道事業〉97.0% 〈工業用水道事業〉99.0%
			建設混合廃棄物の再資源化・縮減率の維持	99.1%	99.3%	目標値〈上水道事業〉99.87% 〈工業用水道事業〉60.0%
			建設発生土の有効利用率の維持（※6）	100.0%	98.8%	目標値〈上水道事業〉100.0% 〈工業用水道事業〉80.0%
	一般廃棄物量の削減（※7）	92.1 t		令和元年度実績 90.2 t		
環境保全対策の継続	環境コミュニケーション	環境報告書の作成	環境報告書を作成し、地域振興事務所、給水区画内の図書館等に配布するとともに、ホームページに掲載した。			
		環境への取組に係る広報の実施	環境報告書の他、水源の水質等についてホームページに掲載し、紹介した。			
環境関連法規制等の遵守	浄水場などにおける薬品等の適正管理	浄水薬品の適正管理	薬品等の取扱指針を厳守し適正な管理を行い、漏えい等の薬品事故防止に努めたことで、事故をゼロにした。引き続き適正管理することで事故の発生を防止する。			
		PCB（※8）の適正管理	各浄・給水場等において、適正な保管及び管理に努めるとともに、適切な処理を実施した。高濃度PCB廃棄物については、令和4年度未だに全量を処分する計画である。			
		フロンガス（※9）の適正管理	設備の更新に合わせて、空調設備を代替フロンガス使用機器に交換した。また、空調設備の点検によりフロンガスの漏えいを防止し、設備更新の際はフロンガスの回収を適切に実施した。			
		ハロンガス（※10）の適正管理	消火設備の法定点検を実施し、ハロンガスの適正管理に努め、不必要な排出を防止した。			

- ※4 製品やサービスを購入する際に、購入の必要性をよく考え価格や品質だけでなく環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することを指します。製品についているエコマークなどの環境ラベルや、製造者が提供する情報を参考にします。
- ※5 衛生上、給水栓（水道の蛇口）において水道水1Lあたり0.1mg以上の塩素が保持されていることが水道法で定められているため、安全性を確保しつつ、残留塩素の低減化に取り組んでいます。
- ※6 改良土に適合しない建設発生土を除いた数値です。
- ※7 ニュータウン事業室を除く土地管理部の庁舎は一般廃棄物量の算出ができないため、上水道事業、工業用水道事業及びニュータウン事業室を対象とした数値です。
- ※8 PCBは絶縁性、不燃性などの特徴があり、電気機器などに広く使用されてきた物質ですが、毒性が高く、現在は製造が禁止されています。PCBを含んだ廃棄物を保管する事業者は保管状況の届出と、適正な方法による処分が法律で義務付けられています。
- ※9 フロンはオゾン層の破壊や、地球温暖化の原因となることが指摘されています。業務用の冷凍空調機器には大量のフロンが使われているため、機器の廃棄に伴ってフロンが大気中に放出されないよう、廃棄時の適正なフロン回収が法律で義務付けられています。
- ※10 ハロンは、フロンと同じく、オゾン層を破壊する性質があることから、消火用としてのハロンガスの生産は全廃されています。